

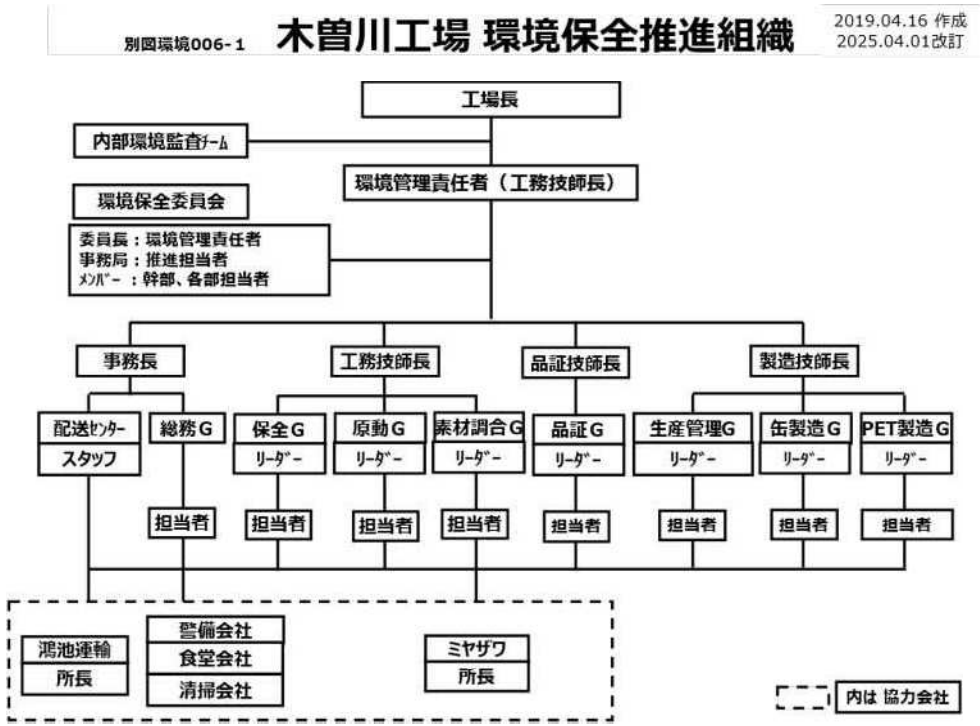
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 6月 12日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 愛知県犬山市字角池30-4 氏 名 サントリープロダクツ株式会社 木曽川工場 工場長 岩沢 修之 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0568-67-0434	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	サントリープロダクツ株式会社 木曽川工場
事業場の所在地	愛知県犬山市字角池30-4
計画期間	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	10：飲料製造業
②事業の規模	製品出荷額（百万円）： 4,040 百万円（売上高）
③従業員数	99人 （令和7年4月1日 現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・汚泥：中間処理業者に委託→堆肥化 ・動植物性残さ：中間処理業者に委託→堆肥化 ・ビニール・プラスチック類等：中間処理業者に委託→RPF燃料として再資源化 ・コーヒー廃エキス：中間処理業者に委託→中和処理後燃料として再資源化 ・廃中味：中間処理業者に委託→堆肥化 ・機械潤滑油・インク等：中間処理業者に委託→再生(燃料化)して再資源化 ・蛍光灯・ガラス瓶等：中間処理業者に委託→再生して再資源化 ・木くず：中間処理業者に委託→チップとして再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管 理 体 制 図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ※<別紙1>資料参照		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ※<別紙1>資料参照		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 事業系一般廃棄物（紙くず、可燃ごみ）の分別によるマテリアルサイクル化（再生） ・ 廃プラスチック類の分別によるマテリアルサイクル化（再生）
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 事業系一般廃棄物の更なる分別化によるマテリアルサイクル化（再生） ・ 廃プラスチック類の分別及び前処理によるマテリアルサイクル化（再生）

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	余剰汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1,204 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 排水処理汚泥の自己中間処理においては、嫌気処理施設・好気処理施設の効率的な活用による余剰汚泥発生量の削減 ＊製造状況等の変化により、余剰汚泥発生量も変動		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	余剰汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1,203 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・排水処理汚泥の自己中間処理においては、嫌気処理施設・好気処理施設の効率的な活用による余剰汚泥発生量の削減 ＊製造状況等の変化により、余剰汚泥発生量も変動		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t

		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(これまでに実施した取組) ※<別紙 2>資料参照		

(第 5 面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	※<別紙 2>資料参照		
※事務処理欄			

(第 6 面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

◆産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】									
現 状	産業廃棄物の種類	余剰汚泥	汚泥 (清掃)	動植物性 残さ	廃プラスチック類	廃酸	廃油	ガラスくず、コン クリートくず 及び陶磁 器くず	木くず
	排 出 量	1,204 t	0 t	6,727 t	79.0 t	2,625.0 t	1.3 t	0.1 t	16.0 t
	(これまでに実施した取組)								
	・排水処理設備(嫌気処理施設、好気処理施設)の効率的な運用 ・排水処理設備(好気処理施設)の更新 ・動植物性残さ(コーヒー、お茶製品)は、製品の市況動向に大きく左右されるため排出量も変動します。排出する際には、含水率をコントロールすることにより嵩重量の抑制に取り組んでいます。								
【目標】									
計 画	産業廃棄物の種類	余剰汚泥	汚泥 (清掃)	動植物性 残さ	廃プラスチック類	廃酸	廃油	ガラスくず、コン クリートくず 及び陶磁 器くず	木くず
	排 出 量	1,400 t	0 t	8,000 t	94.0 t	2,000.0 t	1.2 t	0.2 t	5.3 t
	(今後実施する予定の取組)								
	* 製品市況動向により製造量は変動(予算数増加見込み) ・排水処理設備(嫌気処理施設、好気処理施設)の効率運用の向上 ・動植物性残さ(コーヒー粕、お茶粕)、余剰汚泥の含水率調整による嵩重量の抑制 ・動植物性残さ(お茶粕)、余剰汚泥の新規サイクル処理分野の開拓及び転用 ・動植物性残さ(コーヒー粕)バイオ燃料化(有価物扱い)への取組み ・廃プラスチック類の前処理による細分別化によるマテリアルサイクルへの転用を図る ・PETボトル再生化(B to B) 2021年度より稼働開始								

◆産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】

産業廃棄物の種類	余剰汚泥	汚泥 (清掃)	動植物 性残さ	廃プラス チック類	廃酸	廃油	ガラスくず、 コンクリートく ず及び陶 磁器くず	木くず
全処理委託量	1,204 t	0 t	6,727 t	79.0 t	##### t	1.3 t	0.1 t	16.0 t
優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t	5,433 t	2 t	0 t	0 t	0.1 t	0.0 t
再生利用業者 への処理委託量	1,204 t	0 t	1,294 t	0 t	2,625 t	1.3 t	0.0 t	16.0 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0.00 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	76.7 t	0 t	0 t	0 t	0.00 t

(これまでに実施した取組)

- ・再生利用率100%の達成及び維持
- ・新規処理方法(新技術)、新分野へのアプローチ及び再生利用方法の策定
- ・有価物への転用検討

【目標】

産業廃棄物の種類	余剰汚泥	汚泥 (清掃)	動植物 性残さ	廃プラス チック類	廃酸	廃油	ガラスくず、 コンクリートく ず及び陶 磁器くず	木くず
排 出 量	1,500 t	0 t	8,000 t	95.0 t	##### t	1.2 t	1.0 t	5.3 t
全処理委託量	1,200 t	0 t	8,000 t	90 t	2,000 t	0.2 t	1.0 t	5.3 t
優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t	5,000 t	0 t	0 t	0 t	1.0 t	0 t
再生利用業者 への処理委託量	1,200 t	0 t	3,000 t	90 t	2,000 t	1.0 t	0 t	5.3 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

(今後実施する予定の取組)

- ・産業廃棄物となる不要物の発生量については、製造する品目・製造量により増減変化が大きい為、前年度との単純比較はできませんが、一製造当りの排出原単位を減少させるべき努力いたします
- 今後も、リサイクル率100%を維持すると共に、更なる再生活用への新分野に積極的なアプローチ及び移行を図っていきます。